

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則 .....	予 算 経 理 室	1 頁
お知らせ	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福 利 ・ 給 与 室	2 頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 .....	福 利 ・ 給 与 室	2 頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 .....	福 利 ・ 給 与 室	2 頁
	平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 .....	福 利 ・ 給 与 室	3 頁

### 規 則

三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成十九年九月七日

三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県教育委員会規則第十三号

#### 三重県立高等学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校授業料等徴収規則（昭和四十年三重県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条」を「第十一条」に改め、「保育料」を削る。

第三条第一項中「（保育料を含む）」を削る。

第五条第一項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### お 知 ら せ

平成19年9月7日付け三重県公報第1913号に、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則〔三重県人事委員会規則第11号〕、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則〔三重県人事委員会規則第12号〕、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則〔三重県人事委員会規則第13号〕、並びに平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則〔三重県人事委員会規則第14号〕が次のように公布されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年九月七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十一号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> <sub>三重県教育委員会規則</sub> 第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「日本郵政公社の職員」を削る。

第十一条第二項第八号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年九月七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十二号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十五年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> <sub>三重県教育委員会規則</sub> 第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年九月七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十三号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> <sub>三重県教育委員会規則</sub> 第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「日本郵政公社の職員」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十九年九月七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 山 根 一 枝

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第十四号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年 三重県人事委  
三重県教育委


員会規則  
員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号字中「日本郵政公社の職員」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。



 発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社